

○今年度に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから諮問までに90日超を要したものの(資料9)

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
人事院	平成16年度国家公務員採用試験における性格検査に基づく質問参考資料及び(Ⅲ種)最終結果一覧表	H17.2.18	H17.8.10	173	機微名内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討が必要だったため
	平成16年度国家公務員採用試験の官庁訪問用評定票(雛型)	H17.2.18	H17.7.8	140	諮問するに当たり、慎重に審査する必要があったため
	平成16年度国家公務員採用試験における採点方法及び採点要領等	H17.3.22	H17.11.1	224	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討が必要なため
	平成16年度職種別民間給与実態調査における標本事業所名簿	H17.4.21	H17.10.11	173	所掌の業務が繁忙を極め、また慎重な検討を必要としたため、諮問に係る事務手続きの処理に時間を要したため
内閣府	沖縄佐川急便合資会社及び琉球佐川急便株式会社に係る貨物自動車運送事業法第15条運輸の協定、設備の共用、共同経営第6条第4項、積卸施設等、浦添市勢理客561-10(上記2社が、同一敷地(浦添市勢理客561-10)に法人を設立していた事実が登記簿から確認されたため、貨物自動車運送事業法においても手続きがなされたとする申請書等。)	H16.12.10	H17.6.6	178	審査請求人の主張する事項について確認に時間を要しているため
	琉球佐川急便に対する貨物自動車運送事業法第3条許可(昭和63年8月10日設立直後)	H16.12.10	H17.6.6	178	審査請求人の主張する事項について確認に時間を要しているため
	貨物自動車運送事業法第9条事業計画変更に伴い増車届出のあった車両「沖縄11い111」に係る道路運送車両法第10条国土交通大臣の通知書(平成3年2月28日付け陸運事務所において変更登録)	H16.12.10	H17.6.6	178	審査請求人の主張する事項について確認に時間を要しているため
宮内庁	昭和天皇記念館展示関連文書	H17.5.20	H18.1.18	233	不服申立てを受けた後、さらに開示・不開示に検討作業等に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙であったため。
警察庁	捜査時における自閉症児者との対応に関する留意事項が記載されている文書(都道府県警察が警察庁へ提出したもの)	H16.11.29	H17.5.9	161	本件対象文書の不存在を確認するため、主管課等において文書の再検索に時間を要したため
	長官、次長、局長の人事記録	H17.4.13	H17.8.19	128	本件対象文書の不開示部分及び不開示理由について再度の検討に時間を要した他、同様の不服申立ての対応も併せて行ったことから諮問までに時間を要したもの
	「運転免許証の番号の形式及び内容について」	H17.4.20	H17.8.19	97	同様の不服申立が複数あり、諮問までに時間を要したものの
	「運転免許証の仕様及び運転免許証作成システムの基準について」	H17.4.20	H17.8.19	97	同様の不服申立が複数あり、諮問までに時間を要したものの
防衛庁	有事法制検討会議(「有事法制検討会議設置要綱について(通達)」(防防防第6932号13.9.3))が、検討のため収集・作成した文書(文書の特定)	H15.6.10	H17.9.9	822	特定文書の妥当性について、不服申立て内容の精査を含め慎重な検討が必要であったため。
	「対米関係」平成12年1~2:1.米国の国家ミサイル防衛(NMD)配備問題(28付ワシントンポスト紙報道)~31.国防関連記事(報道:防衛情報)(一部開示決定の取り消し)	H15.8.20	H17.9.27	769	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討が必要であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
防衛庁	「対米関係：BMDカンファレンス」00年～01年（一部開示決定の取り消し）	H15.8.20	H17.9.27	769	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討が必要であったため。
	「国際関係一般」平成11年～平成12年（一部開示決定の取り消し）	H15.8.20	H17.9.27	769	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討が必要であったため。
	(1) 第1回研究本部セミナー資料 平成15年6月28日 研究本部 (2) 第1回研究本部セミナー イラク戦争の教訓と将来の陸上戦闘様相（平成15年6月28日 研究本部）（一部開示決定の取り消し）	H15.11.13	H17.11.25	743	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討が必要であったため。
	(1) ミサイル防衛《検討メモ》(2) BMD防衛構想(3) 弾道ミサイル防衛(BMD)について 2003年8月 防衛庁(4) 平成16年度概算要求関連想定問答【ミサイル防衛】2003年8月（一部開示決定の取り消し）	H16.2.27	H17.9.9	560	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討が必要であったため。
	「外国政府に対する秘密の提供について（通達）」（平成15年防防調第2144号）に基づいて外国政府に対して行われた秘密の提供の事例を示す文書（不開示決定の取り消し）	H16.4.6	H17.5.25	414	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討が必要であったため。
	海上幕僚監部の海上自衛隊史摘要欄のうち各年度の最も早い時期の頁の一部開示決定に関する件	H16.4.6	H17.9.9	521	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討が必要であったため。
	「秘密事項定期検査について」等の一部開示決定に関する件	H16.4.6	H17.9.27	539	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討が必要であったため。
	参考資料ビデオ「武力紛争法の原則」の一部開示決定に関する件	H16.4.13	H17.5.25	407	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討が必要であったため。
	「職務調査表の作成について（回答）（特警隊第14号。15.1.28）」（不開示決定の取り消し）	H16.5.6	H17.11.24	567	不開示の妥当性を再精査するのに、類似案件の答申結果等を踏まえた慎重な検討を行う必要があったため。
	防衛、警備等計画の作成等に関する内訓の一部開示決定に関する件	H16.5.6	H17.8.5	456	不開示の妥当性を再精査するのに、関係部署との調整、類似案件の答申結果等を踏まえた慎重な検討を行う必要があったため。
	「航空自衛隊とのLINK接続に関する一考察」の一部開示決定に関する件	H16.5.12	H17.8.3	448	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討が必要であったため。
	平成10年度発簡報償費（5年）について：資金交付請求・領収証書、支払決議書及び使用状況（陸自北部方面調査隊留萌派遣隊）（一部開示決定の取り消し）	H16.5.24	H17.10.11	505	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	平成10年度報償費関連（5年）について：資金交付請求・領収証書及び支払決議書（陸自北部方面調査隊美幌派遣隊）（一部開示決定の取り消し）	H16.5.24	H17.10.11	505	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	平成10年度報償費関連（5年）について：資金交付申請・領収証書及び資金交付請求・領収証書（防衛庁陸上自衛隊北部方面調査隊美幌派遣隊）（一部開示決定の取り消し）	H16.5.24	H17.10.11	505	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
防衛庁	平成10年度報償費使用状況(5年)について:使用状況(陸自北部方面調査隊上富良野派遣隊)(一部開示決定の取り消し)	H16.5.24	H17.10.11	505	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	平成10年度報償費支払決議書(5年)について:支払決議書(陸自北部方面調査隊帯広派遣隊)(一部開示決定の取り消し)	H16.5.24	H17.10.11	505	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	平成10年度報償費支払書(5年)について:支払決議書(陸自北部方面調査隊北恵庭派遣隊)(一部開示決定の取り消し)	H16.5.24	H17.10.11	505	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	自衛艦隊の海上自衛隊史摘要欄のうち各年度の最も早い時期の頁の一部開示決定に関する件	H16.6.1	H17.9.9	465	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	平成11年度報償費(5年)について:資金交付請求・領収書、使用状況、支払明細書及び支払決議書(陸自北部方面調査隊真駒内派遣隊)(一部開示決定の取り消し)	H16.6.10	H17.10.11	488	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	「ビデオ」(「艦船と安全」2003年11月号39頁紹介)(不開示決定(不存在)の取り消し)	H16.7.6	H17.9.9	430	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討を行う必要があったため。
	「新たな陸上自衛隊の体制構築の考え方」(04年5月14日付「琉球新報」紹介)(不開示決定(不存在)の取り消し)	H16.7.6	H17.9.8	429	請求文書の存否について、機関等も含めて再精査を行う必要があったため。
	陸上自衛隊第2師団の身上把握集計表の不開示決定に関する件	H16.7.26	H17.9.14	415	不開示の妥当性を再精査するのに、関係部署及び機関等と慎重に検討を行う必要があったため。
	陸上自衛隊北部方面隊の身上把握集計表等の不開示決定に関する件	H16.7.26	H17.9.14	415	不開示の妥当性を再精査するのに、関係部署及び機関等と慎重に検討を行う必要があったため。
	陸上自衛隊第2師団の身上把握集計表の不開示決定に関する件	H16.7.26	H17.9.14	415	不開示の妥当性を再精査するのに、関係部署及び機関等と慎重に検討を行う必要があったため。
	陸上自衛隊北部方面隊の身上把握集計表等の不開示決定に関する件	H16.7.26	H17.9.14	415	不開示の妥当性を再精査するのに、関係部署及び機関等と慎重に検討を行う必要があったため。
	「戦史資料の一般公開に関する内規」「公文書の公開審査実施計画」(不開示決定(不存在)の取り消し)	H16.7.28	H17.11.25	485	特定文書の妥当性を再精査するのに、不服申立て内容の精査を含め慎重な検討を行う必要があったため。
	中央資料隊蔵書リスト(文書の特定)	H16.8.4	H17.9.8	400	文書特定の妥当性を再精査するのに、行政文書の存在の再確認や関係機関との調整を含めた慎重な作業が必要であったため。
	「教育一般」特警隊第20号(15.2.19)(一部開示決定の取り消し)	H16.8.4	H18.2.10	555	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討を行う必要があったため。
	(1)有事法制第3分類の検討資料(2)有事法制の研究第2分類について(3)有事法制研究公表文(文書の特定)	H16.8.24	H17.9.9	381	特定文書の妥当性を再精査するのに、不服申立て内容の精査を含め慎重な検討を行う必要があったため。
	データ・リンク接続に関する標準運用手順書の不開示決定に関する件	H16.8.24	H17.8.5	346	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
武器使用権限の要点の一部開示決定に関する件	H16.9.22	H17.9.9	352	不開示の妥当性を再精査するのに、関係部署との調整、類似案件の答申結果等を踏まえた慎重な検討を行う必要があったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
防衛庁	「日米共同作戦計画」(朝日新聞紹介)(不開示決定(不存在)の取り消し)	H16.9.22	H17.9.9	352	不開示の妥当性を再精査するのに、関係部署との調整、類似案件の答申結果等を踏まえた慎重な検討を行う必要があったため。
	「一般分析」(一般04-001)等の一部不開示決定に関する件	H16.9.22	H17.9.27	370	膨大な量の文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するために、相当の時間が必要であることに加え、類似案件の答申結果を踏まえた慎重な作業が必要であったため。
	特定新聞の特定記事に係る「参考文書」の不開示決定に関する件	H16.9.24	H17.9.9	350	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討を行う必要があったため。
	懲戒処分報告書の一部不開示決定に関する件	H16.9.24	H17.9.9	350	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	平成16年(行情)諮問第234号に関して陸上自衛隊施設学校で実施された調査に係る全文書の不開示決定(不存在)に関する件	H16.10.13	H17.9.9	331	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	平成16年(行情)諮問第235号に関して陸上自衛隊武器学校で実施された調査に係る全文書の不開示決定(不存在)に関する件	H16.10.13	H17.9.9	331	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	平成16年(行情)諮問第236号に関して陸上自衛隊需品学校で実施された調査に係る全文書の不開示決定(不存在)に関する件	H16.10.13	H17.9.9	331	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	イラク派遣自衛隊から研究本部へ送られた報告書(一部不開示決定の取り消し)	H16.10.13	H17.9.9	331	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討を行う必要があったため。
	「電話番号簿(自動即時用)」に掲載されている各セクションの一覧を電磁的記録化したものの不開示決定(不存在)に関する件	H16.10.13	H17.9.5	327	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	陸幕施策説明のために参照した資料の不開示決定(不存在)に関する件	H16.10.13	H17.9.9	331	特定文書の妥当性を再精査するのに、不服申立て内容の精査を含め慎重な検討を行う必要があったため。
	特定新聞の特定記事に関する取材対応記録の不開示決定(不存在)に関する件	H16.10.13	H17.9.9	331	不開示の妥当性を再精査するのに、関係部署及び機関等と慎重に検討を行う必要があったため。
	イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する国内法令の運用要領(陸幕連第758号(15.12.3)別冊)(一部不開示決定の取り消し)	H16.10.13	H17.9.9	331	不開示の妥当性を再精査するのに、関係部署との調整、類似案件の答申結果等を踏まえた慎重な検討を行う必要があったため。
	データ・リンク接続に関する標準運用手順書の不開示決定に関する件	H16.11.5	H17.8.5	273	不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	陸上自衛隊富士学校が所蔵する私的サークルの定期刊行物に係る所蔵リストの不開示決定(不存在)に関する件	H16.11.9	H17.9.9	304	不開示(不存在)の妥当性を確認するのに、関係機関への再調査等を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	陸上自衛隊施設学校が所蔵する私的サークルの定期刊行物に係る所蔵リストの不開示決定(不存在)に関する件	H16.11.9	H17.9.9	304	不開示(不存在)の妥当性を確認するのに、関係機関への再調査等を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	陸上自衛隊武器学校が所蔵する私的サークルの定期刊行物に係る所蔵リストの不開示決定(不存在)に関する件	H16.11.9	H17.9.9	304	不開示(不存在)の妥当性を確認するのに、関係機関への再調査等を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	陸上自衛隊需品学校が所蔵する私的サークルの定期刊行物に係る所蔵リストの不開示決定(不存在)に関する件	H16.11.9	H17.9.9	304	不開示(不存在)の妥当性を確認するのに、関係機関への再調査等を含む慎重な検討を行う必要があったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
防衛庁	防衛大学校が所蔵する私的サークルの定期刊行物に係る所蔵リストの不開示決定（不存在）に関する件	H16. 11. 9	H17. 9. 9	304	不開示（不存在）の妥当性を確認するのに、関係機関への再調査等を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	統合幕僚学校が所蔵する私的サークルの定期刊行物に係る所蔵リストの不開示決定（不存在）に関する件	H16. 11. 9	H17. 9. 9	304	不開示（不存在）の妥当性を確認するのに、関係機関への再調査等を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	「訓練参考資料（立入検査）」の一部開示決定に関する件	H16. 11. 16	H17. 9. 9	297	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討を行う必要があったため。
	国内便覧（平成16年5月 中央資料隊）（一部開示決定の取り消し）	H16. 11. 30	H17. 9. 8	282	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示内容の妥当性を再精査するのに慎重な検討を行う必要があったため。
	治安出動の際における武装工作員等事案の共同対処のための指針の一部開示決定に関する件	H16. 11. 30	H17. 9. 9	283	不開示の妥当性を再精査するのに、類似案件の答申結果等を踏まえた慎重な検討を行う必要があったため。
	記者クラブ勉強会資料（平成16年1～9月末）（文書の特定）	H16. 11. 30	H17. 10. 12	316	不服申立ての内容の精査や関係各課との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	防衛研究所の図書登録原簿データの開示決定に関する件（文書の特定）	H16. 12. 7	H17. 9. 9	276	文書特定の妥当性を再精査するのに慎重な検討を行う必要があったため。
	2004年1月26日付防官文第513号で開示戴いた以降に、新たに綴られた文書の全て（文書の特定）	H16. 12. 7	H17. 9. 9	276	膨大な量の文書が対象となっており、また、電子データの有無を再確認するために相当の時間が必要であったため。
	相馬原派遣隊に現存する「接受保管簿」（一部開示決定の取り消し）	H16. 12. 7	H17. 9. 9	276	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な検討を行うことが必要であったため。
	15諮問395情報公開審査会への説明のために収集作成した資料の全て（一部開示決定の取り消し）	H16. 12. 24	H17. 9. 9	259	不開示の妥当性を再精査するのに、類似案件の答申結果等を踏まえた慎重な検討を行う必要があったため。
	総合安全保障セミナー発表資料の一部開示決定に関する件	H16. 12. 24	H17. 9. 9	259	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討を行う必要があったため。
	「飛行と安全」の一部開示決定に関する件	H16. 12. 24	H17. 9. 9	259	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討を行う必要があったため。
	陸上自衛隊幹部学校が所蔵する私的サークルの定期刊行物に係る所蔵リストの不開示決定（不存在）に関する件	H16. 12. 24	H17. 9. 9	259	不開示（不存在）の妥当性を確認するのに、関係機関への再調査等を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	「一般分析」（一般04-088）等の一部開示決定に関する件	H16. 12. 24	H17. 5. 17	144	膨大な量の文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに、相当の時間が必要であることに加え、類似案件の答申結果を踏まえた慎重な検討を行うことが必要であったため
	海上自衛隊用兵綱領（不開示決定の取り消し）	H17. 1. 6	H17. 9. 9	246	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため
防衛研究所電話番号一覧（一部開示決定の取り消し）	H17. 1. 6	H17. 9. 5	242	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため	
イラク・ハンドブック（第3版）（一部開示決定の取り消し）	H17. 1. 20	H17. 8. 2	194	不開示の内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため。	
防衛庁	サマワ宿営地のコンテナにロケット弾が貫通した事件に関する現地からの報告の不開示決定に関する件	H17. 1. 25	H17. 9. 9	227	業務多忙の中で異議申立を受け、不開示内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
防衛庁	「K半島事態対処計画」の不開示決定（存否応答拒否）に関する件	H17. 2. 7	H17. 10. 24	259	不開示の妥当性を再精査、類似案件の答申結果等を踏まえた慎重な検討を行う必要があったため。
	AOC合同教育「服務及び防衛教養」の実施について（一部開示決定の取り消し）	H17. 2. 17	H17. 9. 9	204	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため
	生物兵器対処委員会の配布資料等の一部開示決定に関する件	H17. 2. 22	H17. 12. 12	293	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため
	「災害派遣の参考」の一部開示決定に関する件	H17. 2. 22	H17. 11. 4	255	対象文書が膨大であり、また、不開示の妥当性を再精査するため関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため
	「平成13年度統合通信訓練実施要領について（通知）」等の一部開示決定に関する件	H17. 2. 22	H17. 11. 9	260	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため
	「空中における航空機に対する給油機能及び国際協力活動にも利用できる輸送機能を有する航空機」の整備に必要な事項の調査の結果得られた全文書の一部開示決定に関する件	H17. 2. 22	H17. 10. 17	237	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため
	自衛隊統合防災演習の実実施計画にかかわる全文書の一部開示決定に関する件	H17. 2. 22	H17. 11. 4	255	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な作業を行う必要があったため。
	イラク人道復興支援活動の教訓－インフォメーションオペレーション－（一部開示決定の取り消し）	H17. 3. 9	H17. 10. 31	236	業務多忙の中で異議申立を受け、不開示内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
	昭和52年度兵術年報（一部開示決定の取り消し）	H17. 3. 15	H17. 10. 11	210	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため。
	平成15年度日米共同統合演習（指揮所演習）に関する長官指示他（一部開示決定の取り消し）	H17. 3. 15	H17. 12. 12	272	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため。
	中央調査隊の「平成12年度隊務運営計画」の一部開示決定に関する件	H17. 3. 15	H17. 11. 24	254	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため。
	平成7年度中央調査隊史の一部開示決定に関する件	H17. 3. 15	H17. 11. 24	254	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため。
	平成13年度統合情報訓練の成果についての一部開示決定に関する件	H17. 3. 15	H17. 9. 8	177	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な作業を行う必要があったため。
	秘密区分指定簿の一部開示決定に関する件	H17. 3. 15	H17. 11. 24	254	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため。
	情報収集活動の実施について（報告）の一部開示決定に関する件	H17. 3. 15	H17. 11. 9	239	業務多忙の中で異議申立を受け、不開示内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
	「情勢資料」の不開示決定に関する件	H17. 3. 15	H17. 11. 24	254	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な作業を行う必要があったため。
	「平成13年度海上自衛隊演習実施報告について」等の一部開示決定に関する件	H17. 3. 15	H17. 11. 24	254	不開示部分の再精査等を慎重に行い、不開示の妥当性について再検討を行ったため。
	「一般分析」（一般04－178）等の一部開示決定に関する件	H17. 3. 15	H17. 9. 14	183	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な作業を行う必要があったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
防衛庁	「日本海中部不審船事案について（写真分析）」等の一部開示決定に関する件	H17. 3. 15	H17. 6. 23	100	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な作業を行う必要があったため。
	13年度海上自衛隊演習（実動演習（共同演習））海自一般命令「平成13年度海上自衛隊演習（実動演習）における作戦別訓練実施成果について」等の一部開示決定に関する件	H17. 3. 15	H17. 11. 9	239	不開示部分の再精査等を慎重に行い、不開示の妥当性についての再検討に時間を要したため。
	防衛力の在り方検討会議（平成13年9月設置）において開催された会議及び討議等の内容を記録した文書（不開示決定（不存在）の取り消し）	H17. 3. 15	H17. 11. 28	258	業務多忙の中で異議申立を受け、不開示（不存在）について確認するための再調査等、慎重な検討を行う必要があったため。
	平成16年度情報収集計画について（一部開示決定の取り消し）	H17. 3. 18	H17. 11. 24	251	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示の妥当性を再精査するのに、関係機関との調整を含む慎重な作業を行う必要があったため。
	情報等収集項目（一部開示決定の取り消し）	H17. 3. 18	H17. 9. 8	174	機微な内容を含む文書が対象となっており、不開示内容の妥当性を再精査するために慎重な作業が必要であったため。
	イラク派遣自衛隊から陸自研究本部へ送られた報告書（一部開示決定の取り消し）	H17. 4. 1	H17. 11. 4	217	業務多忙の中で異議申立を受け、不開示内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
	陸上自衛官による憲法草案作成に関する調査結果について（一部開示決定の取り消し）	H17. 4. 1	H17. 9. 14	166	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があるため
	相馬原派遣隊「接受保管簿」のうち、平成16年1～12月まで接受された記録部分（一部開示決定の取り消し）	H17. 4. 1	H17. 11. 24	237	不開示の妥当性について、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため。
	北朝鮮軍事便覧の一部開示決定に関する件	H17. 4. 1	H17. 8. 30	151	不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため。
	中国軍事便覧の一部開示決定に関する件	H17. 4. 1	H17. 8. 30	151	不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため。
	韓国軍事便覧の一部開示決定に関する件	H17. 4. 1	H17. 8. 30	151	不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため。
	ロシア年報（2001年版）の一部開示決定に関する件	H17. 4. 1	H17. 8. 30	151	不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため。
	ロシア軍事便覧の一部開示決定に関する件	H17. 4. 1	H17. 8. 30	151	不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため。
	「平成14年度米国における実動訓練成果について」の一部開示決定に関する件	H17. 4. 7	H17. 11. 9	216	不開示部分の再精査等を慎重に行い、不開示の妥当性について再検討を行ったため。
	「平成13年度日米共同統合演習（指揮所演習）の成果について」等の一部開示決定に関する件	H17. 4. 7	H17. 12. 12	249	不開示部分の再精査等を慎重に行い、不開示の妥当性について再検討を行ったため。
	防衛大学校電話番号簿（内線番号）、防衛医科大学校電話番号表（一部開示決定の取り消し）	H17. 4. 19	H17. 9. 5	139	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があるため
	海甲般命第90号の一部開示決定に関する件	H17. 4. 25	H17. 9. 5	133	業務多忙の中で異議申立を受け、不開示内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
防衛庁	海甲般命第94号の一部開示決定に関する件	H17.4.25	H17.9.5	133	業務多忙の中で異議申立を受け、不開示内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
	「平成14年度弾道ミサイル防衛研究海外調査結果（最終案）」等の不開示決定に関する件	H17.4.25	H17.11.28	217	業務多忙の中で異議申立を受け、不開示内容について精査し、慎重な検討を行う必要があったため。
	「陸幕だより第293号」の一部開示決定に関する件	H17.4.25	H17.11.24	213	不開示の妥当性を再精査するのに、関係課との調整及び過去の案件の再確認を行う等、慎重な作業に時間を要したため。
	メンタルヘルス施策（文書の特定）	H17.4.25	H17.10.11	169	文書特定の妥当性の再精査、関係機関との調整を含む慎重な検討を行う必要があったため
	「第4科情報資料」の一部開示決定に関する件	H17.5.17	H17.9.13	119	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討が必要であったため。
	テロ対策特措法に基づく協力支援活動等の実施期間の延長に関する文書の一部開示決定に関する件	H17.5.17	H17.11.9	176	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討を行う必要があったため。
	「テロ対策特措法に基づく協力支援活動としての自衛隊による役務の提供、捜索救助活動及び自衛隊による被災民救援活動に関する実施要項」の不開示決定に関する件	H17.5.17	H17.11.9	176	不開示の妥当性を再精査するのに慎重な検討を行う必要があったため。
	戦闘施設マニュアル幹部・陸費用（一部開示決定の取り消し）	H17.5.17	H18.2.10	269	不開示部分の再精査等を慎重に行い、不開示の妥当性についての再検討の時間を要したため。
	週間空輸実績支援集団連第46号ほか44件（一部開示決定の取り消し）	H17.5.23	H17.11.4	165	業務多忙の中で異議申立を受け、不開示内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
	不測事態発生時の対処訓練の実施について（一部開示決定の取り消し）	H17.5.24	H17.11.9	169	業務多忙の中で異議申立を受け、不開示内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
	行政情報化推進計画及びペーパーレス化フォローアップ結果について（文書の特定）	H17.5.24	H17.12.12	202	行政文書の存在の再確認の調査や関係機関との調整を含む慎重な作業を行う必要があったため
	統合運用態勢の15年度検証（図上演習）の準備についてほか（一部開示決定の取り消し）	H17.6.2	H17.10.27	147	不開示の妥当性について、類似案件の答申結果を踏まえた不開示内容を再精査するのに、慎重な検討を行う必要があったため
	「海上における警備行動（領水内潜没航行潜水艦）等の経過概要及び所見」等の一部開示決定に関する件	H17.6.21	H17.11.9	141	業務多忙の中で異議申立を受け、不開示内容の精査、関係する部署との調整等、事務処理に時間を要したため。
	「日米防衛協力の指針」に基づく日米共同作戦研究に関する全文書（不開示決定の取り消し）	H17.7.1	H17.10.24	115	不開示の妥当性について、不開示内容を再精査する等、慎重な検討を行う必要があったため。
	平成16年度米国派遣訓練に関する海上自衛隊一般命令（一部開示決定の取り消し）	H17.7.1	H17.11.2	124	類似の諮問案件の審議状況を踏まえる等、慎重な検討を行う必要があったため
	「防衛庁行政事務のペーパーレス化（電子化）に関する実施計画」に関する全文書（不開示決定（不存在）の取り消し）	H17.7.13	H17.12.12	152	行政文書の存在の再確認の調査や関係機関との調整を含む慎重な作業を行う必要があったため
保全期報（46-47）及び第127号（平成14年度3/4）（不開示決定の取り消し）	H17.7.13	H17.12.12	152	不開示の妥当性について、類似案件の答申結果等を踏まえた慎重な検討を行う必要があったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
	情報月報(第12-1号)及び(第12-12号)(不開示決定の取り消し)	H17.7.13	H17.12.12	152	不開示の妥当性について、類似案件の答申結果等を踏まえた慎重な検討を行う必要があったため。
	保全月報(第15-12号)及び(第16-2号)(不開示決定の取り消し)	H17.7.13	H17.12.12	152	不開示の妥当性について、類似案件の答申結果等を踏まえた慎重な検討を行う必要があったため。
	保全情報期報第4号及び第6号(不開示決定の取り消し)	H17.7.13	H17.12.12	152	不開示の妥当性について、類似案件の答申結果等を踏まえた慎重な検討を行う必要があったため。
	イラク復興支援群第1～7次隊派遣装備品輸送使用航空機等	H17.11.17	H18.3.20	123	本件は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第11条に基づき開示を2回に分けて行っており、本件異議申立てはそのうち最初の開示に対するものであるが、提出された異議申立書に2度目の開示が行われた後にあらためて全体に対する異議申立てを行う旨記載されていたことから、2度目の開示に対する異議申立て(18.2.21受付)があるまで事務処理を保留していたため。
金融庁	平成16年公認会計士第2次試験合否判定資料	H17.2.21	H17.5.24	92	不開示の妥当性を再精査するのに時間を要したため。
	茨城県信用組合に対する検査関係資料	H17.3.15	H17.6.15	92	本件にかかる諮問準備中、本件と同時に精査すべきと考えられる不服申立てを新たに受けたことから、新規事案の不開示部分の妥当性精査を含む慎重な作業を行う必要があったため。
	茨城県信用組合に対する申立関係資料	H17.3.15	H17.6.15	92	本件にかかる諮問準備中、本件と同時に精査すべきと考えられる不服申立てを新たに受けたことから、新規事案の不開示部分の妥当性精査を含む慎重な作業を行う必要があったため。
総務省	平成13年10月18日の一日合同相談で、徳島市資産税課が対応した案件に係る行政相談カード(平成16年2月に総務省本省から徳島行政評価事務所に転送された事案に係る苦情処理票に添付されたい行政相談カードではない)及び徳島市資産税課から本案件に関して送付された文書を不開示としたもの	H16.9.1	H17.5.16	257	審査請求書の補正、原処分庁及び審査請求人から意見を聴取するなど、事実関係の確認等に時間を要したため。
	平成15年11月9日執行衆議院議員比例代表選出議員選挙東海選挙区における衆議院名簿届出書類の一部を不開示とした処分について、全部開示を求めたもの	H17.5.26	H17.9.7	104	平成17年8月8日に衆議院が解散され、総選挙となったことから、選挙関係事務が膨大となり、業務が著しく繁忙となったため。
	第20回参議院議員通常選挙啓発総合企画に係る見積書のうち、特定タレントの出演費の開示を求めたもの	H17.5.27	H17.11.8	165	平成17年8月8日に衆議院が解散され、総選挙となったことから、選挙関係事務が膨大となり、業務が著しく繁忙となったため。
法務省	平成13年度論文式試験採点表のうち、受験者を識別するための記号・番号及び得点欄に0点の記載がある部分の不開示決定に関する件	H15.7.28	H17.7.28	730	通常業務多忙のため、処理に時間を必要としたため。
	司法試験第二次試験ファイルに記録されている平成13年度データのうち、論文式試験の総合得点が128.14である受験者に係る「論文式試験の科目別得点」の不開示決定に関する件	H15.7.28	H17.7.28	730	通常業務多忙のため、処理に時間を必要としたため。
	サリドマイド訴訟関係綴に係る行政文書の不開示決定に関する件	H16.9.13	H17.4.1	200	通常業務多忙のため、処理に時間を必要としたため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
	府中刑務所の医師に係る出勤簿の一部不開示決定に関する件	H17. 2. 28	H17. 8. 1	155	長期にわたり多数の不服申立てが出され、各不服申立ての審理及び情報公開・個人情報保護審査会対応等に相応の時間を要したことに加え、開示決定の妥当性の審理にも相応の時間を要したため。
	再審査情願受理台帳の一部不開示決定に関する件	H17. 4. 19	H17. 10. 20	184	不服申し立てに対する、当局調査を慎重に行ったため。
	平成14年6月27日付け法務省管審第1091号「退去強制手続における異議申出案件に係る処理方針について」（依命通達）の一部不開示決定に関する件	H17. 4. 19	H17. 10. 12	176	不服申し立てに対する、当局調査を慎重に行ったため。
	平成15年4月1日現在の東京拘置所の人員の一部不開示決定に関する件	H17. 4. 20	H17. 8. 1	104	長期にわたり多数の不服申立てが出され、各不服申立ての審理及び情報公開・個人情報保護審査会対応等に相応の時間を要したことに加え、開示決定の妥当性の審理にも相応の時間を要したため。
	大阪刑務所の懲罰簿の一部開示決定に関する件	H17. 2. 2	H17. 5. 9	97	長期にわたり多数の不服申立てが出され、各不服申立ての審理及び情報公開・個人情報保護審査会対応等に相応の時間を要したことに加え、開示決定の妥当性の審理にも相応の時間を要したため。
	大分刑務所が収容者のために支出した金額（食料費、光熱費・・・大分刑務所の通院や入院治療のために支払った個別の相手先金額が個々に判別できるもの）私のカルテ	H17. 11. 25	H18. 3. 27	123	長期にわたり多数の不服申立てが出され、各不服申立ての審理及び情報公開・個人情報保護審査会対応等に相応の時間を要したことに加え、口頭意見陳述の希望への対応にも相応の時間を要したため。
外務省	記者クラブ配付資料のうち外務省ホームページ上に掲載していないもの全て（対象期間05年1月1日～3月末日、電子データで存在するものについてはデータでの提供を希望）。	H17. 4. 30	H17. 8. 1	93	不服申し立ての対象文書が著しく大量であって、調査・検討に時間を要したと共に、総理・大臣の外遊等、不服申し立てにかかわる事案の処理以外の事務が著しく繁忙であったため。
	平成17年度（行情）答申第106号における調査審議の対象文書。	H17. 7. 13	H17. 10. 20	99	類似案件が審査会で諮問中であり、その動向を含めて審査する必要があった等、慎重に審査する必要があったため。
	「秘密保全に関する規則」（平成15年訓令第17号）第11条に基づき秘密指定が解除された事実を記録した文書の全て（期間は同訓令の平成15年8月27日改正以降から平成16年12月末日まで）。	H17. 4. 30	H17. 8. 12	104	同一の訓令について複数の不服申立てが行われており、諮問庁において論点などを整理するための調査・検討に時間を要したため。
	「秘密文書を法令等の守秘義務を有さない外部の関係者（個人又は組織）に秘密指定を解除することなく回付又は配付」（「秘密保全に関する規則」運用細則11頁）した事実を記録した文書の全て（期間は2004年1月1日から12月末日まで）。	H17. 4. 25	H17. 8. 12	109	同一の訓令について複数の不服申立てが行われており、諮問庁において論点などを整理するための調査・検討に時間を要したため。
	北米局日米安全保障条約課が管理する行政文書ファイルのうち、平成9年の「日米防衛協力のための指針」作成に関する文書の全て。*電子データが存在する場合には電子データを希望。	H17. 5. 27	H17. 9. 29	125	不服申し立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中していたため。
外務省	平成15年（行情）諮問第569号における対象文書。	H17. 4. 12	H17. 9. 13	154	不服申し立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中していたため。
	本邦における外国人の出入国、居住、営業関係/入管情報並びに出入国管理統計 月報 第1巻から同第4巻まで（計4件）	H16. 10. 26	H17. 4. 15	171	不服申し立ての対象文書が大量であった他、出入国管理行政と密接に係る文書であるため、諮問する部分につき一つ一つ関係省庁と協議する必要があったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
	平成16年度（行情）答申第303号で特定された「文書1」（他、計3件）	H17. 3. 1	H17. 9. 29	212	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中していたため。
	日米地位協定合同委員会提出メモ。	H17. 3. 1	H17. 11. 25	269	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中していたため。
	「日米防衛協力のための指針」関連6 詳細表示〔分類〕総合外交政策－安全保障政策－我が国の安全保障政策〔作成（取得）時期〕1996年04月01日〔保存期間〕10年〔作成者〕総合外交政策局安全保障政策課（他、計5件）	H17. 4. 12	H18. 3. 15	337	類似案件が審査会で諮問中であり、その動向を含めて審査する必要があった等、慎重に審査する必要があったため。
	平成16年12月9日に開催された「第13回在日韓国人の法的地位及び待遇に関する日韓局長級協議」の協議記録その協議内容がわかるもの。（他、計2件）	H17. 4. 4	H18. 3. 30	360	六者会合、日朝政府間協議、日朝包括並行協議等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であったため。
	平成15年11月18日（火）に東京で開催された「在日韓国人の法的地位及び待遇に関する日韓局長級協議」の協議記録。	H17. 3. 8	H18. 3. 30	387	六者会合、日朝政府間協議、日朝包括並行協議等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であったため。
	「日米防衛協力のための指針」関連9 詳細表示〔分類〕総合外交政策－安全保障政策－我が国の安全保障政策〔作成（取得）時期〕1997年08月29日〔保存期間〕10年〔作成者〕総合外交政策局安全保障政策課	H16. 8. 11	H18. 3. 15	581	類似案件が審査会で諮問中であり、その動向を含めて審査する必要があった等、慎重に審査する必要があったため。
	「日米防衛協力のための指針」関連1 詳細表示〔分類〕総合外交政策－安全保障政策－我が国の安全保障政策〔作成（取得）時期〕1996年04月01日〔保存期間〕10年〔作成者〕総合外交政策局安全保障政策課（他、計7件）	H16. 7. 16	H18. 3. 15	607	類似案件が審査会で諮問中であり、その動向を含めて審査する必要があった等、慎重に審査する必要があったため。
	日米地位協定合同委員会提出メモ。	H16. 3. 23	H17. 11. 25	612	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中していたため。
財務省	特定の関税法違反事件に係る質問、検査又は領置に関する文書等の不開示決定に関する件	H16. 4. 16	H17. 5. 9	389	複数（19件）の審査請求の対応に時間を要したこと等のため
	特定地番の国有地に係る普通財産決議書等の存在を不服として審査請求がなされたが、却下した事案	H16. 6. 9	H17. 6. 3	360	諮問の要否の検討等、審査請求の対応に時間を要したこと等のため
	特定信用金庫に係る店舗外現金自動設備設置届出書の不開示決定（不存在）に関する件	H16. 12. 24	H17. 7. 5	194	口頭意見陳述の実施、弁明書又は反論書の受付等、審査請求の対応に時間を要したこと等のため
国税庁	平成13年12月作成「確定申告期における消費税等確定申告書の事務処理手順」の一部開示決定に関する件	H16. 10. 1	H17. 4. 1	182	当該審査請求のほか、同時期に多数の不服申立ての審査を行っており、業務が繁忙を極めていたため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国税庁	①平成10年12月17日付課所第122号ほか7課共同「平成10年分所得税及び消費税の確定申告関係事務の実施要領の制定について」、 ②平成11年12月16日付課所第103号ほか9課共同「平成11年分所得税及び消費税の確定申告関係事務の実施要領の制定について」、 ③平成12年12月22日付課所第125号ほか10課共同「平成12年分所得税及び消費税の確定申告関係事務の実施要領の制定について（指示）」、 ④平成14年1月11日付課個第4号ほか11課共同「平成13年分所得税及び消費税等の確定申告関係事務の実施要領の制定について（指示）」、 ⑤平成14年12月24日付課個第151号ほか11課共同「平成14年分所得税及び消費税等の確定申告関係事務の実施要領の制定について（指示）」の一部開示決定に関する件	H16. 10. 1	H17. 4. 1	182	当該審査請求のほか、同時期に多数の不服申立ての審査を行っており、業務が繁忙を極めていたため。
	平成16年2月4日付課個第31号ほか2課共同「確定申告期における消費税等確定申告書の事務処理要領について（指示）」の一部開示決定に関する件	H16. 10. 1	H17. 4. 1	182	当該審査請求のほか、同時期に多数の不服申立ての審査を行っており、業務が繁忙を極めていたため。
	平成15年12月17日付課個165号ほか9課共同「平成15年分所得税及び消費税等の確定申告事務の実施要領の制定について（指示）」の一部開示決定に関する件	H16. 10. 1	H17. 4. 1	182	当該審査請求のほか、同時期に多数の不服申立ての審査を行っており、業務が繁忙を極めていたため。
	①平成15年7月29日付課個4-53ほか7課共同「『個人課税事務提要（事務手続編）』の制定についての一部改正について（事務運営指針）」、 ②平成15年7月29日付課個4-55ほか7課共同「『個人課税事務提要（様式編Ⅱ）』の制定についての一部改正について（事務運営指針）」の一部開示決定に関する件	H16. 10. 1	H17. 6. 6	248	当該審査請求のほか、同時期に多数の不服申立ての審査を行っており、業務が繁忙を極めていたため。
	平成17年分の確定申告以降の増加する簿書の保管について検討した文書の不開示決定（不存在）に関する件	H16. 12. 3	H17. 6. 30	209	当該審査請求のほか、同時期に多数の不服申立ての審査を行っており、業務が繁忙を極めていたため。
	麹町税務署長を被告とする訴訟（最高裁判所平成14年行ヒ第147号）の判決（昨年12月24日言い渡し）で確定したことに伴う税金の還付や還付加算金の支払いに関する文書などの記録の不開示決定に関する件	H17. 2. 23	H17. 6. 9	106	当該審査請求のほか、同時期に多数の不服申立ての審査を行っており、業務が繁忙を極めていたため。
	経営の改善のための計画提出書及び経営改善計画書の一部開示決定に関する件	H17. 2. 23	H17. 7. 7	134	当該審査請求のほか、同時期に多数の不服申立ての審査を行っており、業務が繁忙を極めていたため。
	昭和54年6月28日付直所秘4-4「申告所得税事務提要」様式編のうち ①表紙から目次のすべて、 ②所得調査カード営業様式、 ③営業所得調査票の一部開示決定及び④調査既未済整理簿の不開示決定（不存在）に関する件	H17. 3. 4	H17. 6. 21	109	当該審査請求のほか、同時期に多数の不服申立ての審査を行っており、業務が繁忙を極めていたため。
	門司税務署の個人課税部門及び法人課税部門の超過勤務等命令簿の不開示決定（不存在）に関する件	H17. 3. 13	H17. 7. 22	131	審査請求書に不備があり、その確認及び補正に時間を要したことに加え、同時期に多数の不服申立ての審査を行っており、業務が繁忙を極めていたため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国税庁	蔵原税務署の調査部門の超過勤務等命令簿の不開示決定（不存在）に関する件	H17. 3. 13	H17. 7. 22	131	審査請求書に不備があり、その確認及び補正に時間を要したことに加え、同時期に多数の不服申立ての審査を行っており、業務が繁忙を極めていたため。
厚生労働省	特定期間の是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16. 6. 1	H17. 4. 18	321	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	社会福祉法人に対する是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16. 6. 1	H17. 5. 20	353	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	社会福祉法人に対する是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16. 6. 1	H17. 5. 20	353	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	労働基準監督官執務規範の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16. 8. 26	H17. 10. 12	412	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であるため。
	特定日の決定書に係る障害認定調査復命書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16. 10. 4	H17. 12. 13	435	不服申立事案が集中したこととあわせ、対象文書が大量であり各情報の開示・不開示の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定法人に対する指導関係書類の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16. 10. 12	H17. 4. 26	196	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定会社への労働者派遣法による指導記録の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16. 10. 21	H17. 7. 27	279	事案が複雑であったため。
	特定個人に係る労働者死傷病報告の不開示決定（存否応答拒否）に対して開示を求めるもの	H16. 11. 11	H17. 4. 6	146	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定日の災害に係る災害調査復命書の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16. 12. 10	H17. 4. 6	117	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定日の災害に係る労働者死傷病報告の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16. 12. 10	H17. 5. 27	168	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定日の災害に係る災害調査復命書の不存在による不開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H17. 2. 4	H17. 5. 27	112	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定個人の依頼による特定会社に対する労働者派遣法違反の指導記録の不開示決定（存否応答拒否）に対して5条1号ただし書に該当するとして開示を求めるもの	H17. 3. 1	H17. 7. 27	148	事案が複雑であったため。
	特定会社に対する労働者派遣法違反の指導記録の不開示決定（存否応答拒否）に対して5条1号ただし書に該当するとして開示を求めるもの	H17. 3. 1	H17. 7. 27	148	事案が複雑であったため。
	特定個人の支給調書の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 3. 3	H17. 6. 6	95	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。
	特定日に提出された労働者死傷病報告の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 3. 8	H17. 7. 11	125	所管業務が著しく多忙であったため。
厚生労働省	特定日に提出された労働者死傷病報告の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 3. 8	H17. 7. 11	125	所管業務が著しく多忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
	特定会社に対するハローワークの指導内容等の不開示決定（存否応答拒否）に対して開示を求めるもの	H17. 3. 15	H17. 7. 5	112	所管業務が著しく多忙であったため。
	国、都道府県、市町村の障害者任免状況通報書の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 3. 24	H17. 8. 4	133	審査会に諮問中の類似案件の審議の状況を見る必要があったこと、また、法改正の審議等により業務が多忙であったため。
	労災保険業務機械処理事務手引の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 3. 29	H17. 11. 24	240	対象文書が膨大であり、不開示部分についての再精査に時間を要したため。
	労災保険業務機械処理事務手引の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 3. 29	H17. 11. 24	240	対象文書が膨大であり、不開示部分についての再精査に時間を要したため。
	労災保険業務機械処理事務手引の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 3. 29	H17. 11. 24	240	対象文書が膨大であり、不開示部分についての再精査に時間を要したため。
	労災保険業務機械処理事務手引の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 3. 29	H17. 11. 24	240	対象文書が膨大であり、不開示部分についての再精査に時間を要したため。
	労災保険業務機械処理事務手引の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 3. 29	H17. 11. 24	240	対象文書が膨大であり、不開示部分についての再精査に時間を要したため。
	特定個人の遺族給付関係資料の不開示決定（存否応答拒否）に対して開示を求めるもの	H17. 4. 14	H17. 9. 16	155	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定工事に係る保険関係成立届の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 4. 25	H17. 9. 8	136	資料等情報収集及び対応に時間を要したため。
	特定期間の求人内容に関する苦情連絡通知の不開示決定（存否応答拒否）に対して開示を求めるもの	H17. 5. 16	H17. 10. 24	161	新規施策の検討、予算要求や組織・増員要求など、業務の繁忙期であり、また、前例となるような事例がなかったことから処分庁の決定に対して慎重に判断する必要があったため長期間を要した。
	教育委員会の障害者任免状況調査表の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 5. 24	H17. 10. 5	134	審査会に諮問中の類似案件の審議の状況を見る必要があったこと、また、法改正の審議等により業務が多忙であったため。
	特定個人の申告に係る申告処理台帳の不開示決定（存否応答拒否）に対して開示を求めるもの	H17. 7. 7	H18. 2. 17	225	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定会社に対する労働者派遣法違反の指導記録の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17. 10. 31	H18. 3. 6	126	対象文書が膨大であったため、開示・不開示の検討に時間を要したため。
社会保険庁	北里大学病院、高度先進医療名称：焦点式高エネルギー超音波療法に関し、特定承認保険医療機関の承認申請書及びその添付文書の行政文書	H17. 3. 28	H17. 9. 8	164	不開示（不存在）の妥当性について、関係部署への再調査等を含め慎重な検討を行う必要があったため。
経済産業省	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書（北海道局）	H16. 12. 3	H17. 8. 31	271	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書（関東局1回目開示決定）	H16. 12. 3	H17. 12. 27	389	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書（九州局2回目開示決定）	H16. 12. 27	H18. 1. 11	380	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
経済産業省	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書（関東局2回目開示決定）	H16. 12. 27	H17. 12. 27	365	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書 (東北局2回目開示決定)	H17.2.2	H18.2.1	364	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書 (中部局3回目開示決定)	H17.2.2	H17.10.18	258	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書 (中国局3回目開示決定)	H17.2.2	H17.12.27	328	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書 (四国局2回目開示決定)	H17.2.2	H18.1.11	343	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書 (九州局3回目開示決定)	H17.2.2	H18.2.1	364	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書 (関東局3回目開示決定)	H17.2.25	H18.1.11	320	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書 (関東局4回目開示決定)	H17.2.25	H18.2.1	341	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書 (関東局5回目開示決定)	H17.2.25	H18.2.1	341	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書 (近畿局3回目開示決定)	H17.2.25	H17.10.18	235	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書 (近畿局4回目開示決定)	H17.3.29	H18.2.1	309	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。
資源エネルギー庁	特定鉱山の工事用図面・設計用図面・工事用設計説明書	H17.10.14	H18.1.24	92	当該作業期間内に多数の審査請求が提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し処理に遅延が生じた。また、その請求内容の殆どが古い行政文書に対して行われており、事実関係の確認に多くの時間を要したため。
	特定鉱山の特定部位の詳細図面	H17.10.21	H18.1.31	92	当該作業期間内に多数の審査請求が提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し処理に遅延が生じた。また、その請求内容の殆どが古い行政文書に対して行われており、事実関係の確認に多くの時間を要したため。
資源エネルギー庁	特定鉱山の昭和40～42年の石塊提の落成検査報告書	H17.11.4	H18.2.20	93	当該作業期間内に多数の審査請求が提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し処理に遅延が生じた。また、その請求内容の殆どが古い行政文書に対して行われており、事実関係の確認に多くの時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
	特定鉱山のたい積場の昭和37年の落成検査報告書（取水堰堤内クラックの検査結果含む）	H17. 11. 25	H18. 2. 24	91	当該作業期間内に多数の審査請求が提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し処理に遅延が生じた。また、その請求内容の殆どが古い行政文書に対して行われており、事実関係の確認に多くの時間を要したため。
	特定鉱山のたい積場の施設設置届の添付図面中、中心線、測点番号等が「入っている」平面図	H17. 12. 5	H18. 3. 10	95	当該作業期間内に多数の審査請求が提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し処理に遅延が生じた。また、その請求内容の殆どが古い行政文書に対して行われており、事実関係の確認に多くの時間を要したため。
国土交通省	従業員の輸送に用いる車両である旨の表示の要否に係る検討結果等が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件	H16. 3. 26	H17. 5. 25	425	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業などの事実関係の確認に時間を要したこと及び法律改正の業務と重なり、多忙であったため。
	自動車損害賠償保障法の規定に基づく申出に係る文書等の不開示決定（不存在）に関する件	H16. 9. 17	H17. 5. 25	250	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業などの事実関係の確認に時間を要したため。
	特定日付け裁決書に係る国土交通省における建築審査会会議録の不開示決定（不存在）に関する件	H16. 9. 6	H17. 5. 30	266	異議申立ての内容について、確認（審尋）を数回にわたり行ったことや情報提供を行ったことから、これらの対応に時間を要したため。
	特定協同組合に係る中小企業等協同組合定款変更認可申請書等の一部開示決定に関する件	H15. 9. 10	H17. 6. 21	650	開示可否を精査すべき情報が大量であり、検討に時間を要したため。
	特定地番に係る「土地所有権の補償に関する内訳表」の一部開示決定に関する件	H16. 11. 18	H17. 7. 12	236	弁明書、反論書等の行政不服審査法に基づく手続を経た上で、不開示の妥当性等について慎重に検討していたため。
	特定個人に係る苦情申立書を収受した記録等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件	H17. 2. 20	H17. 9. 7	199	多数の訴訟対応事務が重なり、著しく繁忙であった上、同時期に処理すべき不服申立てが多数重なっていたことにより、所要の検討等不服申立て処理に係る事務手続の処理に多くの時間を要したため。
	苦情申告に対する調査結果等の一部開示決定に関する件	H16. 12. 6	H17. 10. 5	303	審査請求の内容等に不明な点があったことから、その確認（審尋）に時間を要したこと。
	利根川／荒川フルプランに関していつの時点の予測で、いつまでに提出させるのかについて分かる書類等の不開示決定（不存在）に関する件	H16. 7. 20	H17. 10. 12	449	担当部署が、水資源開発基本計画の改訂作業等と重なり、著しく多忙であったため。
	特定地番に係る用地交渉記録簿の一部開示決定に関する件	H17. 5. 16	H17. 10. 17	154	弁明書、反論書等の行政不服審査法に基づく手続を経た上で、不開示の妥当性等について慎重に検討していたため。
	特定路線の鉄道施設の変更に係る運輸大臣認可書の不開示決定（不存在）に関する件	H17. 6. 4	H17. 12. 21	200	審査請求の内容等に不明な点があったことから、その確認（補正）に時間を要したほか、文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業に時間を要したため。
国土交通省	国が広島県内の砂防指定地内河川に架かる橋の不法占用についてその実態等を把握した事実等が記録された文書の不開示決定（不存在）に関する件	H16. 9. 13	H17. 12. 26	469	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要したとともに、異議申立内容の論点整理中に、再度同内容の開示請求がなされ、その後異議申立てが追加提起されるなど、異議申立後の状況の変化に即した対応が必要となったため。
		H17. 6. 12	H17. 12. 26	197	

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
	特定日に特定個人あてに電話したとするやり取りの内容を記録した文書等の不開示決定（不存在）に関する件	H17. 2. 20	H17. 12. 26	309	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要したとともに、異議申立内容の論点整理中に、関連する開示決定に対して異議申立てが追加提起されるなど、異議申立後の状況の変化に即した対応が必要となったため。
	特定鉄道路線に係る運輸大臣の敷設免許書	H17. 8. 18	H18. 2. 23	189	文書の不存在に対する事案であるとともに、審査請求の内容等に不明な点があったことから、その確認（審尋）に時間を要したほか、文書の不存在に関する事案であり、当該文書の探索作業など事実関係の確認に時間を要したため。
	特定地番の地先におけるカーブミラーの占用許可書等	H17. 11. 18	H18. 2. 28	102	同一の不服申立人から同時期に複数の不服申立てがなされていたことや本件の内容等に不明な点があり、その確認（審尋）が必要であったほか、検証申立てがなされていたことから、これらの対応に時間を要したため。
	阪神大和川線に関して協議した文書等の不開示決定（不存在）に関する件	H17. 3. 21	H18. 3. 22	366	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業などの事実関係の確認に時間を要したため。
海上保安庁	石材積み出し施設に関して香川県と坂手海上保安署次長との協議書の不開示（不存在）決定に関する件	H16. 3. 9	H17. 4. 11	398	各種事案対応等での業務の絶対量が多いことに加え、論点整理に時間を要したため。
	日本海中部海域不審船に関して海上保安庁日本海中部不審船対策室が収集した関連情報及び作成した関連文書の一部開示決定に関する件	H16. 3. 29	H17. 4. 14	381	各種事案対応等での業務の絶対量が多いことに加え、論点整理に時間を要したため。
	九州南西海域工作船事件に関するビデオテープが還付されたことを示す文書の不開示決定（適用除外）に関する件	H16. 4. 7	H17. 9. 5	516	各種事案対応等での業務の絶対量が多いことに加え、論点整理に時間を要したため。
	海上保安庁が撮影した九州南西海域不審船に関するビデオの一部開示決定の画像内容を文書化した記録の一部開示決定に関する件	H16. 6. 30	H17. 9. 5	432	各種事案対応等での業務の絶対量が多いことに加え、論点整理に時間を要したため。
	「広報ビデオ」作成に関する事務処理関連文書のすべての不開示決定（不存在）に関する件	H16. 8. 24	H17. 7. 25	335	各種事案対応等での業務の絶対量が多いことに加え、論点整理に時間を要したため。
	日本海中部海域不審船に関して海上保安庁日本海中部不審船対策室が収集した関連情報及び作成した関連文書の一部開示決定に関する件	H16. 10. 1	H17. 9. 5	339	各種事案対応等での業務の絶対量が多いことに加え、論点整理に時間を要したため。
	第6管区海上保安本部が保有する特定採石業者に対する嘆願書の不開示決定（不存在）に関する件	H16. 12. 21	H17. 12. 14	358	各種事案対応等での業務の絶対量が多いことに加え、論点整理を行うに際し、地方支分部局の調整等に時間を要したため。
海上保安庁	巡視船いなさ航海日誌（期間は平成13年12月の九州南西海域不審船事案に従事していた間）	H17. 2. 28	H17. 10. 4	218	各種事案対応等での業務の絶対量が多いことに加え、論点整理を行うに際し、地方支分部局の調整等に時間を要したため。
	巡視船みずき航海日誌（期間は平成13年12月の九州南西海域不審船事案に従事していた間）	H17. 2. 28	H17. 10. 4	218	各種事案対応等での業務の絶対量が多いことに加え、論点整理を行うに際し、地方支分部局の調整等に時間を要したため。
	巡視船あまみ航海日誌（期間は平成13年12月の九州南西海域不審船事案に従事していた間）	H17. 2. 28	H17. 10. 4	218	各種事案対応等での業務の絶対量が多いことに加え、論点整理を行うに際し、地方支分部局の調整等に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
	巡視船きりしま航海日誌（期間は平成13年12月の九州南西海域不審船事案に従事していた間）	H17. 2. 28	H17. 10. 4	218	各種事案対応等での業務の絶対量が多いことに加え、論点整理を行うに際し、地方支分部局の調整等に時間を要したため。